

「新エネルギーによる災害時における非常用電力の提供に関する協定」の概要

1 目的

新エネルギーによる災害時における非常用電力の提供に関して、なごの浦運送株式会社が、新エネルギーを推進する三重県に協力するにあたって必要な事項を定め、災害時の円滑な対応に備えることを目的とする。

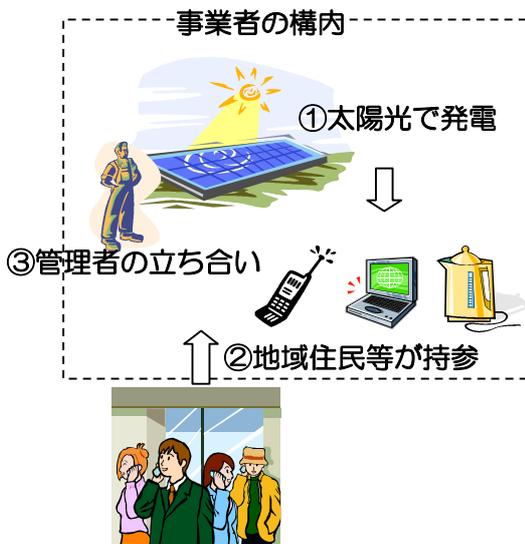
2 協定の内容

災害に伴う停電時において、なごの浦運送株式会社は、県に協力をして、地域住民等に対して、新エネルギー（太陽光発電）による非常用電力を提供する。

- (1) なごの浦運送株式会社が所有する施設の地域（鈴鹿市、亀山市）で、災害に伴う停電が発生した場合において、地域の住民等に無償で新エネルギー（太陽光発電）による電力を提供する。
- (2) 県は、新エネルギーによる災害時の有効性等を啓発するとともに、ホームページ等で情報提供する。

3 災害等による停電時、新エネルギー（太陽光発電）から電気を提供

災害などにより停電が発生した場合



■事業者の取組

- ①災害などにより停電が発生した際に、太陽光発電の電力を地域住民等に無償で提供
- ②地域住民等は携帯電話やパソコン、電気ポットなどを持参し、構内でのみ電気を使用
- ③電力の提供を行う場合は、管理者が立ち合いのうえ安全管理

■県の取組

- ・新エネルギーによる災害時の有効性等を啓発するとともに、ホームページ等で情報提供
- ・関係市町に情報提供

事業者：なごの浦運送（株）グループ（鈴鹿市、亀山市に計5施設を所有）

No	1	2	3	4	5
施設名	なごの浦運送株式会社本社倉庫	有限会社丸中整備	なごの浦運送株式会社亀山営業所	株式会社後藤物流	なごの浦運送株式会社社員寮
所在地	鈴鹿市長太栄町三丁目 1020番 8	鈴鹿市南長太町字鎗添 787番地	亀山市田村町 1777番地 43	鈴鹿市八野町字御幣 462番地 7	鈴鹿市長太栄町五丁目 812番地 8
災害時に供給可能な出力 (kW)	15.0	6.0	15.0	3.0	1.5

合計 40.5 kW（晴天時の1日（6時間）あたりの発電量は約 194 kWh。一般家庭の約 20日分の消費電力量に相当）